

令和7年度 十和田市教育委員会 第1回定例会議事録

(公開分)

- 1 日 時 令和7年4月21日(月) 開会 午後2時30分
閉会 午後2時46分
- 2 場 所 十和田市役所 別館5階会議室
- 3 出席委員 丸井英子教育長、坂本稔委員、深瀬郁子委員、
小笠原拓司委員、中村豊委員
- 4 説明員 浦田教育部長、乗田教育総務課長、江渡指導課長、
坂下スポーツ・生涯学習課長、畑山図書館長
- 5 事務局 教育総務課 櫻田課長補佐 松橋係長
- 6 会議録署名委員 坂本稔委員、小笠原拓司委員
- 7 記録者 教育総務課 松橋係長

○教育長 会議に先立ちまして、令和7年3月28日をもって任期満了により退任いたしました斗沢前委員の後任として、3月29日に中村豊委員が就任いたしました。
中村委員からひと言お願いいたします。

○中村委員 中村でございます。
精一杯務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長 また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、令和7年3月31日付けで教育長職務代理者を坂本委員に指名いたしましたので報告いたします。

・・・・開 会・・・・

○教育長 それでは会議を始めます。

○**教育長** 出席委員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

これより、令和7年度第1回定例会を開会します。

会議録署名委員は、坂本委員と小笠原委員にお願いします。

定例会の会期は、本日1日とします。

○**教育長** 議事に入る前に、報告第4号「県費負担教職員の交通違反に係る懲戒処分等の内申について」、及び報告第5号「県費負担教職員の交通違反に係る懲戒処分等の内申について」は人事に関する内容であることから、非公開とすることが適当であると思われます。

したがって、報告第4号及び報告第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第14条 第7項 ただし書きの規定により、非公開にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○**委員** 「異議なし」

○**教育長** ご異議ないものと認めます。よって、報告第4号及び報告第5号は、非公開とします。

○**教育長** それでは、議案その1を審議します。

○**報告第1号** 令和6年度教育費補正予算の専決処分について

○**教育長** 報告第1号の報告理由を、事務局からお願いします。

○**教育部長** 報告第1号 令和6年度教育費補正予算の専決処分について

今回の補正は急を要するため、教育長の臨時代理により、歳入においては1,000,000円を増額、歳出においては2,000,000円を減額する補正予算の専決処分をするよう市長に申し出たものであります。

はじめに歳入についてご説明いたします。

教育総務課の寄附金については、子ども夢チャレンジ基金として、1,000,000円の寄附金を計上しました。

つぎに歳出についてご説明いたします。

教育総務課の基金造成費については、子ども夢チャレンジ基金積立金として1,000,000円を計上しました。

スポーツ・生涯学習課の体育施設費につきましては、光熱水費の実績見込みによ

り 3,000,000 円の減額をしたものです。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第 1 号は報告済みとします。

報告第 2 号 寄附の受納について

○教育長 報告第 2 号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第 2 号 寄附の受納について

寄附の受納について、匿名希望の方から、子ども夢チャレンジ基金積立金として現金 100,000 円、及び株式会社青森みちのく銀行様から、児童用図書購入費として現金 100,000 円の寄附採納願いが出され、それぞれ令和 7 年 4 月 9 日、4 月 10 日に受納したことを、報告するものです。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第 2 号は報告済みとします。

報告第 3 号 十和田市学校運営協議会委員の委嘱について

○教育長 報告第 3 号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第 3 号 十和田市学校運営協議会委員の委嘱について

このたびの委嘱は、学校の管理運営の改善を図るため、学校運営協議会の指定校である三本木小学校ほか 18 校に、令和 7 年度学校運営協議会委員を委嘱するためのものであります。

委員の任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

なお、会議を招集する時間的余裕がないと認め、十和田市教育委員会の事務の委

任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長の臨時代理により委嘱したの
で、同条第2項の規定により報告するものです。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第3号は報告済みとします。

○教育長 報告第4号及び報告第5号は非公開としますので、傍聴者の皆様にはご退席
をお願いするところですが、いらっしゃませんのでそのまま続けます。

(中略)

○教育長 これをもちまして、第1回定例会を閉会します。

．．．．．閉 会．．．．．